

# 議 事 録

第 6 回

東村農業委員会総会

令和元年 6 月 2 5 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年6月25日(火) 午後13時30分～15時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥本 弘幸(欠席)
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 推進委員 奥本 弘幸
5. 議事録署名委員： 3番 吉元 博      5番 喜屋武 美恵子
6. 書 記： 農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案： 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第19号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について  
議案第20号 非農地証明について  
議案第21号 農業施策に関する建議要望について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第6回東村農業委員会総会を開催致します。  
会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。  
次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、3番吉元委員と、5番喜屋武委員を指名します。  
また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第18号から議案第21号までの4件の議案となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号6について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田中上原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号6について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号6について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長 それでは、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号7について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字有銘照久原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。  
御審議の程よろしくお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号7について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号7について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画)

議長 次に、議案第19号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号7について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江上車原地内の農地の賃貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第19号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号7について、討論を省略し、審議結果を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことでありますので、議案第 19 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 7 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(非農地)

議 長       次に、議案第 20 号、非農地証明願についての整理番号 4 について、事務局から説明お願い致します。

事務局       議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城トバヤ原及び字川田古島原の申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、原野という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長       以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長       質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 20 号、非農地証明願についての整理番号 4 について、討論を省略し審議結果を宅地及び原野と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことでありますので、議案第 20 号、非農地証明願についての整理番号 4 について、審議結果を宅地及び原野とすることに決定されました。

(建議要望)

議 長       次に、議案第 21 号の農業施策に関する建議要望について、事務局から説明をお願い致します。

事務局       説明致します。農業施策に関する建議要望事項について、事前に各委員に依頼しました建議・要望について、お手元に配布してあります

ように取りまとめまをいたしました。事務局といたしましてはこの内容をもって承認という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 資料確認の為、暫時休憩致します。

事務局 配付資料を読み上げて説明する。(内容省略)

議 長 再会致します。休憩中に資料の確認を十分にされたと思いますので、質疑に移ります。 質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 21 号、農業施策に関する建議・要望について、討論を省略し承認と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 21 号、農業施策に関する建議・要望について、審議結果を承認とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 6 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。